

令和8年 田原本町物価高騰対策地域振興券

取扱店舗等募集要項

1. 事業の目的、概要

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者等を支援することを目的に、令和7年11月21日に閣議決定された「「強い経済」を実現する総合経済対策～日本と日本人の底力で不安を希望に変える～」に盛り込まれた物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、町内の事業所や店舗での取引に利用可能な地域振興券（以下、「振興券」という。）を配布するもの

2. 振興券の概要

振興券名称： 令和8年 田原本町物価高騰対策地域振興券

発行者： 田原本町

1人あたりの券面額： 1,000円券×10枚=10,000円

発行総額： 312,000,000円

配布対象者： 令和8年1月1日時点において、町に住民登録のある全ての住民

配布先： 全世帯主宛（世帯員全員分をまとめて郵送）

利用方法： 振興券取扱店舗等（以下、「取扱店舗等」という。）での商品の購入等の取引において、使用するものとする。

取扱店舗等負担： なし

振興券利用期間： お届け日※1 ～ 令和8年9月30日（水）

振興券換金期間： 令和8年3月18日（水）～令和8年10月23日（金）

振興券換金場所： 田原本町商工会館

振興券換金方法： 田原本町商工会の定めるところによる

※1 2月下旬を予定しています。なお、郵送にて配布するため世帯によってお届け日が前後します。

3. 振興券取り扱い事項

- ・振興券は物品の販売または役務の提供などの取引において利用できます。
- ・振興券の受け取りを拒むことはできません。（利用期限を過ぎた振興券は受け取らないでください。）
- ・1,000円のお支払い毎に1枚（1,000円）使用するものとします。不足分は現金等で受け取ってください。
- ・振興券と現金の交換はできません。

- ・振興券の利用対象外の商品を定める場合（特売品など）は、利用不可であることが分か
るよう、陳列棚などに明示をしてください。
- ・振興券の盗難・紛失、滅失または偽造、模造等に対して、発行者は責任を負いません。

4. 振興券の利用対象にならないもの

- ・出資や債務の支払い（税金、振込代金、振込手数料、保険料、水道、電話料金等）
- ・不動産や金融商品（土地、家屋購入、家賃、地代、駐車料（一時預かりを除く）等）
- ・たばこ
- ・有価証券、金券、ビール券、おこめ券、図書券、切手、印紙、プリペイドカードなど換
金性の高いもの
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2
条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
- ・事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入
- ・現金との換金、金融機関への預け入れ
- ・特定の政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- ・その他、各取扱店舗等が指定するもの

5. 取扱店舗等の要件

田原本町に事業所、店舗等を有する事業者で、町内の事業所、店舗等に限って振興券の取
り扱うことができる者。ただし、次の事業者を除く。

- (1) 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」（昭和 23 年法律第 122 号）
第 2 条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある
営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などの店舗等を行
っている者
- (2) 特定の政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている者
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項第 2 号に該当
する者及び、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 3 若しくは第 198 条又は
私的独占の禁止及び、公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 3
条の規定による刑の容疑により、刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 247 条
の規定に基づく公訴を提起されている者等
- (4) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人及びに支店又は営業所の代表者、
その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者
及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力
団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対」と
いう。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (5) 暴力団（暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が

経営に関与しているとき。

- (6) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

6. 取扱店舗等登録について

(1) 登録方法

取扱店舗等登録希望者は、この「募集要項」に同意の上、所定の申込用紙に必要事項を記入し、以下のいずれかの方法で田原本町商工会に申し込んでください。なお、量販店・チェーン店・系列店など町内に複数の店舗を持つ事業者については、原則各店舗別にお申し込みください。

【申込手順】

- ① 田原本町商工会窓口
- ② 持参・郵送・FAX

<送付先> 〒636-0246 奈良県磯城郡田原本町千代 356 番地 17
田原本町商工会
TEL : 0744-32-2552 FAX : 0744-33-5477

(2) 取扱店舗等の登録申込期間

第1次申込期間：令和8年1月5日（月）～令和8年1月16日（金）15時まで

第2次申込期間：令和8年1月19日（月）～令和8年9月30日（水）15時まで

※郵送の場合は締切日時までに必着のこと。

※第1次申込期間中に受付し、登録された取扱店舗等は一覧表を作成し、振興券の郵送時に同封します。

1月19日以降受付分は、ホームページで随時公開します。

(3) 取扱店舗等の登録

登録申込のあった店舗等については、田原本町商工会での審査を経て取扱店舗等として登録します。なお、登録後であっても申込内容に虚偽・不備等がある場合には、登録を取り消す場合があります。

7. 取扱店舗等の責務等

- ・取扱店舗等は、利用できる店舗等であることを明示するため、町が発行する「取扱店舗

等表示ポスター」を消費者にわかりやすい場所に掲示してください。(店頭・レジカウンターなど)

- ・利用者が使用される振興券について、受け取って問題ないかの確認をしてください。
なお、偽造防止対策がない、色合いが明らかに違うなど、偽造されたものと判別できる場合は、受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに警察へ通報して下さい。また、その旨町役場にも報告してください。
- ・振興券の再利用、交換、譲渡、売買はできません。取引により振興券を受け取ったときは、再流出の防止に努めてください。
- ・町や田原本町商工会との連絡窓口となる振興券取扱責任者を置いてください。

8. 換金手続きについて

- ・田原本町商工会館で、換金手続きを行っていただきます。
- ・換金期間は下記のとおりです。

令和8年3月18日（水）～令和8年10月23日（金）

【平日 9:00～17:00（土・日・祝祭日を除く）】

※上記期間を過ぎての換金には一切応じられませんので、ご注意ください。

- ・換金手数料、振込手数料（銀行振込の場合）は無料です。
- ・地域振興券の換金は、取扱店舗等以外は一切出来ません。
- ・地域振興券裏面に取扱店舗等名を記入または押印し、田原本町商工会に持参ください。
- ・換金金額が50,000円以下の場合は現金で、50,000円を超える場合は指定口座への振込にて支払います。
- ・代理人が換金手続きをされる場合など、必要に応じて取扱店舗等へ確認を行うことがあります。
- ・本取扱店舗等募集要項の各事項に違反する行為が認められた場合、換金を拒否することがあります。

※詳細な振興券の換金方法については、取扱店舗等としての登録完了後に、田原本町商工会より案内させていただく予定です。

9. お問合せ先

田原本町商工会 TEL: 0744-32-2552

田原本町産業建設部 地域振興券担当 TEL: 0744-32-2901（代表）

※平日 9:00～17:00（土・日・祝祭日を除く）